

## 第一二六回

### 参第一六号

#### 青年農業者就農援助法（案）

##### （目的）

第一条 この法律は、農業者の著しい減少及び高齢化等により、農業及び農村における地域社会の維持が困難になりつつある現状にかんがみ、現在及び将来の我が国の農業を担う青年農業者を早急に確保するとともに、青年農業者が近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となることを助長するため、青年農業者就農援助資金の貸付けを行う都道府県に対し政府が必要な助成を行う制度等を確立し、もって農業の振興並びに農村における地域社会の維持及び活性化に資することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「青年農業者」とは、自ら農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営み、若しくは営もうとし、又は農業に従事し、若しくは従事しようとする年齢十五歳以上四十五歳未満の者を行い、「青年農業者法人」とは、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人であって、その議決権の過半数を青年農業者が有するものをいう。

- 2 この法律において「就農」とは、自ら農業を営み、又は農業に従事することをいい、「営農」とは、自ら農業を営むことをいう。
- 3 この法律において「青年農業者就農援助資金」とは、次項から第十項までに規定する資金をいう。
- 4 この法律において「新規就農修学資金」とは、青年農業者が都道府県が行う新規就農のための研修で農林水産大臣の定める基準に適合するもの（以下「新規就農研修」という。）を受けるために必要な資金のうち、都道府県が新規就農研修を受けている青年農業者に対して貸し付けるものをいう。
- 5 この法律において「農業設備等資金」とは、青年農業者又は青年農業者法人（以下「青年農業者等」という。）が新規営農するに当たり資本装備を確保するために必要な資金のうち、都道府県が当該青年農業者等に対して貸し付ける次に掲げるものをいう。
  - 一 農用地（耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。以下同じ。）の取得に必要なもの
  - 二 農用地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合における当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要なもの
  - 三 農用地以外の農業の用に供する土地の取得に必要なもの

四 農用地以外の農業の用に供する土地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合における当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要なもの

五 農舎、畜舎、果樹棚その他の政令で定める農業用施設の取得、造成又は改良に必要なもの

六 原動機、耕うん整地用機具その他の政令で定める農機具の取得に必要なもの

七 果樹その他の政令で定める永年性植物の植栽又は育成に必要なもの

八 水稻その他の政令で定める非永年性植物の植栽又は育成に必要なもの

九 乳牛その他の政令で定める家畜の購入又は育成に必要なもの

6 この法律において「農業経営規模拡大資金」とは、青年農業者等が農業経営の規模を拡大するため、農用地を取得するのに必要な資金のうち、都道府県が新規営農から二年以上を経過した青年農業者等に対して貸し付けるものをいう。

7 この法律において「農業経営円滑化資金」とは、青年農業者等が農業経営を円滑に行うために必要な資金のうち、青年農業者等が農業協同組合、銀行その他の政令で定める金融機関（農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫を除く。以下「融資機関」という。）から借り入れた資金（農用地及び農用地以外の農業の用に供する土地の取得に要するもの、農舎、畜舎、果樹棚その他の農業用施設の取得、造成又は改

良に要するもの、原動機、耕うん整地用機具その他の農機具の取得に要するもの、果樹その他の永年性植物の植栽に要するもの並びに乳牛その他の家畜の購入に要するものに限る。)に係る債務(当該融資機関が国又は地方公共団体から利子補給を受けて貸し付けた資金に係るものを除く。)で政令で定めるものの返済に必要な資金であって、都道府県が新規営農から二年以上を経過した青年農業者等に対して貸し付けるものをいう。

8 この法律において「営農生活援助資金」とは、青年農業者(農業後継者である青年農業者を除く。以下この項において同じ。)が新規営農後の当面の生活を安定させるために必要な資金のうち、都道府県が当該青年農業者に対し、当該青年農業者が新規営農する際に貸し付けるものをいう。

9 この法律において「高度経営技術習得資金」とは、青年農業者が農林水産大臣が定める基準に適合する能率的な農業の技術又は経営方法を習得するために必要な資金のうち、都道府県が当該青年農業者に対して貸し付けるものをいう。

10 この法律において「留学研修資金」とは、青年農業者が能率的な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修で農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けるために必要な資金のうち、都道府県が当該青年農業者に対して貸し付けるものをいう。

( 政府の助成 )

第三条 政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより青年農業者就農援助資金の貸付けの事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けるものとする。

( 貸付金の限度、利率、償還期間等 )

第四条 都道府県が一の借主に対して行う前条の貸付けに係る資金（新規就農修学資金を除く。）の種類ごとの限度額並びにその種目ごとの利率、償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）、据置期間及び限度額は、別表に定めるとおりとする。

第五条 都道府県が一の借主に対して行う第三条の貸付けに係る新規就農修学資金の限度額は、日額三千円とする。

2 前項の新規就農修学資金は無利子とし、その償還期間は最後に新規就農研修を受けた日の翌日から起算して五年とする。

( 担保又は保証人 )

第六条 都道府県が行う第三条の貸付けについては、都道府県は、その行う同条の貸付けに係る資金（以下

「貸付金」という。)の貸付けを受ける者に対し、担保を提供させ、又は保証人を立てさせなければならない。

2 前項の保証人は、貸付金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付けの申請)

第七条 都道府県が行う第三条の貸付けは、貸付金の貸付けを受けようとする者からの申請によって行うものとする。

(貸付けを行う場合)

第八条 都道府県が行う第三条の貸付けは、その申請者(その者が青年農業者法人である場合には、その青年農業者法人の組合員又は社員のうち常時従事者(農地法第二条第七項第二号二に規定する常時従事者をいう。)である青年農業者)が申請に係る資金をもって農業の技術又は経営方法の習得その他近代的な農業経営の基盤を形成することにより近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者として育成される見込みがある場合に限り、行うものとする。

(貸付金の償還方法)

第九条 貸付金の償還は、新規就農修学資金、農業設備等資金、高度経営技術習得資金及び留学研修資金に

あつては均等年賦支払の方法、農業経営規模拡大資金、農業経営円滑化資金及び営農生活援助資金にあつては元利均等年賦支払の方法によるものとする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

（期限前償還）

第十条 都道府県は、貸付金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、支払期日前に、当該貸付けを受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- 一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- 二 償還金の支払を怠ったとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

（支払猶予）

第十一条 都道府県は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

- 2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、貸付金の利子の計算については、その償還金の支払によって償還されるべきであった貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(新規就農修学資金の支払猶予及び償還の債務の免除)

第十二条 都道府県は、第三条の規定により新規就農修学資金の貸付けを受けた者が、当該貸付けに係る新規就農研修を修了した後、直ちに就農し、かつ、引き続き就農しているとき（農業に関する研修を受けているとき及び災害その他政令で定めるやむを得ない理由により一時的に就農を休止しているときを含む。

）は、その就農している期間、当該新規就農修学資金に係る償還金の支払を猶予するものとする。

2 都道府県は、前項の引き続き就農期間が三年に達したときは、当該貸付けを受けた者に対し、当該新規就農修学資金の償還の債務を免除することができる。

(違約金)

第十三条 都道府県は、貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は第十条の規定により償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

(特別会計)

第十四条 都道府県が、第三条に規定する事業を行う場合には、当該事業の経理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行わなければならない。

2 前項の規定により設置する特別会計（以下「特別会計」という。）においては、一般会計からの繰入金、第三条の規定による国からの借入金、貸付金の償還金（前条の規定による違約金を含む。）及び附属雑収入をもってその歳入とし、貸付金、借入金の償還金、第十七条の規定による一般会計への繰入金、貸付けに関する事務費その他の諸費をもってその歳出とする。

（事務の委託）

第十五条 都道府県は、政令で定めるところにより、その行う第三条に規定する事業に係る事務の一部（同条の規定による貸付けの決定、第十条の規定による償還の請求の決定、第十一条第一項の規定による支払猶予の決定、第十二条第一項の規定による支払猶予の決定及び同条第二項の規定による債務の免除の決定を除く。）を農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会に委託することができる。

2 前項の農業協同組合連合会は、農業協同組合法第十条の規定にかかわらず、同項の規定による事務の委託を受け、当該事務を行うことができる。

（政府貸付金の額等）

第十六条 政府が第三条の規定により貸し付ける資金（以下この条において「政府貸付金」という。）の額

は、各年度において、都道府県が行う第三条に規定する事業の貸付財源として必要な資金の額に四分の三を乗じて得た額から、前年度までの政府貸付金の額を基礎として農林水産大臣が算定する額を控除して得た額以内の額とする。

2 政府貸付金は無利子とし、その償還方法は、政令で定める。

3 政府は、都道府県が第十二条第二項の規定により新規就農修学資金の償還の債務を免除したときは、当該都道府県に対し、その免除した金額の四分の三に相当する額の政府貸付金の償還の債務を免除するものとする。

（一般会計から特別会計に繰り入れた資金の処理）

第十七条 都道府県は、前条第二項の規定により国からの借入金を償還したときは、当該償還金の額に対応する一般会計からの繰入金の額として算定される額以内の額を特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

（農業研修に対する助成）

第十八条 政府は、予算の範囲内において、都道府県に対し、政令で定めるところにより、青年農業者に対する研修で農林水産大臣の定める基準に適合するものの実施につき、都道府県が自ら行う場合にあっては

その要する費用の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合にあってはその者に対し都道府県が補助する費用の全部又は一部を補助することができる。ただし、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第十三条第一項の規定により協同農業普及事業交付金を交付する研修の実施については、この限りでない。

（援助等）

第十九条 国及び地方公共団体は、青年農業者が近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となるために必要な助言、指導、農用地又は住宅の借受け又は取得のあっせんその他の援助を行うよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、青年農業者に対し、農業の技術又は経営方法の習得及び向上のために必要な研修を受ける機会を提供するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（農業改良資金助成法の一部改正）

第二条 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「促進し、及び青年農業者等が近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となることを助長するため」を「促進するため」に、「、農家生活改善資金又は青年農業者等育成確保資金」を「又は農家生活改善資金」に改める。

第二条第四項を削る。

第三条中「、農家生活改善資金又は青年農業者等育成確保資金」を「又は農家生活改善資金」に改める。

第四条及び第五条第一項中「、農家生活改善資金及び青年農業者等育成確保資金」を「及び農家生活改善資金」に改める。

第八条第四項を削る。

（農業改良資金助成法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前に、前条の規定による改正前の農業改良資金助成法（以下「旧助成法」という。

）第三条の規定により都道府県が貸し付けた旧助成法第二条第四項に規定する青年農業者等育成確保資金（次項において「青年農業者等育成確保資金」という。）については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に、旧助成法第三条の規定により都道府県から青年農業者等育成確保資金で農業設備

等資金、高度経営技術習得資金又は留学研修資金に相当するものの貸付けを受けた者については、当該貸付けを受けた資金に相当する農業設備等資金、高度経営技術習得資金又は留学研修資金の貸付けは、行わない。

（農業経営基盤強化措置特別会計法の一部改正）

第四条 農業経営基盤強化措置特別会計法（昭和二十一年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び農業改良資金助成法」を「、農業改良資金助成法」に改め、「貸付け」の下に「及び青年農業者就農援助法（平成五年法律第 号）第三条の規定による貸付け」を加える。

第二条第一項中「同じ。）」の下に「、青年農業者就農援助法第十六条第二項の規定による償還金」を加え、「同法第三条」を「農業改良資金助成法第三条」に改め、「都道府県に対する貸付金」の下に「、青年農業者就農援助法第三条の規定による都道府県に対する貸付金」を加え、同条第二項中「、前項に規定する」の下に「同法第三条の規定による」を加え、同項ただし書中「同法第三条」を「同条」に改め、同項の次に次の一項を加える。

前項の規定は、第一項に規定する青年農業者就農援助法第十六条第二項の規定による償還金について準用する。

( 農業経営基盤強化措置特別会計法の一部改正に伴う経過措置 )

第五条 前条の規定による改正後の農業経営基盤強化措置特別会計法の規定は、平成五年度の予算から適用し、農業経営基盤強化措置特別会計の平成四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

( 農業改良助長法の一部改正 )

第六条 農業改良助長法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「農業後継者たる農村青少年」を「青年農業者」に改める。

( 農業改良助長法の一部改正に伴う経過措置 )

第七条 前条の規定による改正後の農業改良助長法(以下「新助長法」という。)第十四条第一項第三号の規定は、平成五年度の予算に係る交付金から適用し、平成四年度の予算に係る交付金については、なお従前の例による。

2 農林水産大臣は、前条の規定による改正前の農業改良助長法第十五条第一項の規定により平成五年度の予算に係る助成の申請を行った都道府県に対し、この法律の施行後遅滞なく当該申請に係る提出書類(実績報告書を除く。)を返戻し、この法律の施行の日から起算して二月を経過する日までに当該書類を新助

長法の規定に適合するように変更した上改めて農林水産大臣に提出するよう求めるものとする。

- 3 前項の規定により書類を提出した都道府県は、新助長法第十五条第一項の規定により平成五年度の予算に係る助成の申請を行ったものとみなす。
- 4 平成五年度の予算に係る交付金についての新助長法第十六条の規定の適用については、同条中「毎年度予算の成立後一月以内に」とあるのは「青年農業者就農援助法（平成五年法律第 号）附則第七条第二項に規定する日から起算して二月を経過する日までに」とする。

（農林水産省設置法の一部改正）

第八条 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第五十七号の次に次の一号を加える。

五十七の二 青年農業者就農援助法（平成五年法律第 号）の施行に関すること。

第十七条第一項第八号中「農業改良資金等」を「農業改良資金、青年農業者就農援助資金等」に改める。

別表（第四条関係）

貸付金の種類	貸付金の種類別限度額	貸付金の種目	利率	償還期間	据置期間	貸付金の種目別限度額
--------	------------	--------	----	------	------	------------

農業設備等 資金	一 青年農業者 千五百万円 (農業後継者である青年農業者にあつては、千二百万円)	イ 農用地の取得に必要な資金	無利子	二十五年	三年	貸付けを受ける者の負担する額(以下「負担額」という。)の九十%に相当する額
	二 青年農業者法人 千五百万円に当該青年農業者法人の組合員又は社員(以下「構成員」という。)のうち常時従事者(農地法第二条第七項第二号二に規定する常時従事者をいう。以下同じ。)である青年農業者の数を乗じて得た額	ロ 農用地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合における当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金	無利子	十年	-	当該権利の取得に係る農用地十アール一年分につき農地法第二十四条の二第一項の規定により定められた当該農用地に係る小作料の標準額(当該農用地に係る小作料の標準額が定められていない場合にあつては、農林水産大臣が別に定める額)十アール一年分に相当する額
		ハ 農用地以外の農業の用に供する土地の取得に必要な資金	無利子	二十五年	三年	負担額の九十%に相当する額
		ニ 農用地以外の農業の用に供する土地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合における当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金	無利子	十年	-	負担額の八十%に相当する額

		ホ 農舎、畜舎、果樹棚その他の政令で定める農業用施設の取得、造成又は改良に必要な資金	無利子	十五年	三年	負担額の九十%に相当する額
		ヘ 原動機、耕うん整地用機具その他の政令で定める農機具の取得に必要な資金	無利子	十年	三年	負担額の八十%に相当する額
		ト 果樹その他の政令で定める永年性植物の植栽又は育成に必要な資金	無利子	十五年	三年	負担額の八十%に相当する額
		チ 水稻その他の政令で定める非永年性植物の植栽又は育成に必要な資金	無利子	十年	三年	負担額の八十%に相当する額
		リ 乳牛その他の政令で定める家畜の購入又は育成に必要な資金	無利子	十年	三年	負担額の八十%に相当する額
農業経営規模拡大資金	一 青年農業者 負担額の九十%に相当する額又は千円のうちいずれか低い額 二 青年農業者法人負担額の九十%に相当する額又は千円に当該青年農業者法人の構成員のうち常時従事者である青年農業者の数を乗じて得た額のいずれか低い額	農業経営の規模を拡大するため、農用地を取得するのに必要な資金	年三%	二十五年	三年	
農業経営円滑化資金	一 青年農業者 五百万円 二 青年農業者法人 五百万円に当該青年農業者法人の構成員のうち常時従事者で	融資機関から借り入れた資金（農用地及び農用地以外の農業の用に供する土地の取得に要するもの、農舎、畜舎、果樹棚その他の農業	年三%	二十年	三年	

	ある青年農業者の数を乗じて得た額	用施設の取得、造成又は改良に要するもの、原動機、耕うん整地用機具その他の農機具の取得に要するもの、果樹その他の永年性植物の植栽に要するもの並びに乳牛その他の家畜の購入に要するものに限る。)に係る債務(当該融資機関が国又は地方公共団体から利子補給を受けて貸し付けた資金に係るものを除く。)で政令で定めるものの返済に必要な資金				
営農生活援助資金	二百四十万円	青年農業者(農業後継者である青年農業者を除く。)が新規営農後の当面の生活を安定させるために必要な資金	年三%(据置期間中は、無利子)	十年	二年	
高度経営技術習得資金	百五十万円	農林水産大臣が定める基準に適合する能率的な農業の技術又は経営方法を習得するために必要な資金	無利子	七年	-	
留学研修資金	二百万円	能率的な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修で農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けるために必要な資金	無利子	七年	三年	

## 理 由

農業者の著しい減少及び高齢化等により農業及び農村における地域社会の維持が困難になりつつある現状にかんがみ、青年農業者就農援助資金の貸付けを行う都道府県に対し政府が必要な助成を行う制度等を確立することにより、現在及び将来の我が国の農業を担う青年農業者を早急に確保するとともに、青年農業者が近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となることを助長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## この法律の施行に要する経費

この法律の施行に要する経費は、初年度約四百四十二億円の見込みである。